

◎発議第 3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第13、発議第3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

議会運営委員会大淵紀夫委員長。

〔議会運営委員会委員長 大淵紀夫君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大淵紀夫君） 発議第3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び白老町議会会議規則第8条第3項の規定により提出します。

発議3-2をお開きください。白老町議会会議規則の一部を改正する規則。

白老町議会会議規則の一部を次のように改正する。改正文については、朗読を省略いたします。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

次に、発議3-5、議案説明でございます。地方自治法の一部改正により、地方公共団体の議会の本会議における公聴会、参考人制度の導入が新たに規定されたことにより、本会議において公聴会の開催、参考人の出席等に関する手続規定を追加するとともに、地方自治法の一部改正において一部未整備であった関係条文を整理するため、本規則の一部を改正するものであります。

次に、新旧対照表で説明をいたしたいと思っております。左の欄が改正前、右の欄が改正後です。改正箇所はアンダーラインの部分であります。改正部分について説明をいたします。目次について、公聴会、参考人の目次を追加するものであります。

次に、第9条の改正は、文言の整理であります。

次に、第11条の改正は、法律の引用条文の改正に伴うものであります。

次に、第60条の改正と第2項の追加の改正は、通年議会における会議録の作成のための発言の訂正等の申し出期間を定めるものであります。

次に、第13章の公聴会、第14章の参考人については、新たにその手続きを規定し、手続規定を追加するものであります。

次に、改正前の13章、14章、15章、16章の規定は、改正後、2章ずつ繰り下げ、条文についても7条ずつ繰り下げる改正であります。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げて、説明を終わらせていただきます。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

発議第3号 白老町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、発議第3号は原案のとおり、可決されました。